

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由												
<p>(小委員会) 第8条 委員会に、次の小委員会を置き、当該小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>(1) 放射線安全小委員会 (2) 特定生物安全管理小委員会 (3) 温室効果ガス対策小委員会 (4) その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="176 842 1010 1353"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線安全小委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 同項第6号の委員 放射線研究室長 2人 遺伝子実験施設長 1人 各事業所の放射線取扱主任者 3人 遺伝子実験施設放射線安全管理者 1人 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 </td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 同項第6号の委員 放射線研究室長 2人 遺伝子実験施設長 1人 各事業所の放射線取扱主任者 3人 遺伝子実験施設放射線安全管理者 1人 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 	<p>(小委員会) 第8条 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1072 842 1906 1353"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線安全小委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 同項第6号の委員 放射線研究室長 2人 (削る) 各事業所の放射線取扱主任者 2人 (削る) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 </td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 同項第6号の委員 放射線研究室長 2人 (削る) 各事業所の放射線取扱主任者 2人 (削る) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 	
小委員会名称	委員構成	所掌事項												
放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 同項第6号の委員 放射線研究室長 2人 遺伝子実験施設長 1人 各事業所の放射線取扱主任者 3人 遺伝子実験施設放射線安全管理者 1人 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 												
小委員会名称	委員構成	所掌事項												
放射線安全小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第3条第1項第3号、第4号又は第5号の委員 1人 同項第6号の委員 放射線研究室長 2人 (削る) 各事業所の放射線取扱主任者 2人 (削る) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止、放射線施設等の調査・点検に関すること。 その他必要な事項 												

	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の엑스線装置 使用責任者代表 2人 ・その他小委員会が必要と 認めた者 			<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の엑스線装置 使用責任者代表 2人 ・その他小委員会が必要と 認めた者 		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則(細則第5号)

この細則は、平成28年4月4日から施行し、平成28年2月20日から適用する。